

養子の出自を知る権利の保障についての一考察

—オーストラリア・ニュージーランドにおける実践から—

森 和 子*

Abstract

The purpose of this study is to introduce Japanese reference by comparing and analyzing the differences in status and consciousness between Australia, New Zealand, and Japan regarding the way of the right to identifying information.

Generally a child builds up his or her own identity by coming under family influence, especially of the parents. It is natural that an adoptee brought up by nonblood-related adopted parents wants to know who the biological parent is and how the adoptee might look upon reaching adolescence. Every child now has the right to identify the adopted information under the United Nations Convention. Australia and New Zealand legislatively are ensured the right to identify it. On the other hand, the actual condition in Japanese-adopted parents tends not to reveal the adoptee's biological parents because they are nonblood-related adopted parents.

The main results of this study are as follows:

- (1) The identifying information is based on the assumption that adopted parents pursue an adoption.
- (2) There are adoption personnel who support the right of the identifying information over a long term.
- (3) There is a need to construct the system to support an adopted family and to provide the right to identify information by networking the child-guidance centers, counseling centers, support groups, self-help groups, and others.
- (4) It is important to build an identifying information management center, including the veto system, not only for the adoptees and adopted parents, but also for the biological parents to provide the right of identifying the information for all the concerned parties.

Key Words: 出自を知る権利, 養親子, アイデンティティ, サポート資源

* 人間学部人間福祉学科

はじめに

人は青年期に入ると程度の差こそあれ自分をめぐって考えを深めていくものであろう。自分とは何者であるかについて思索し、自分で納得して、受け入れられるかどうか課題となる。このように自己を自己定義し、自己同定するという心理的な働きを自己アイデンティティ (Self-Identity) またはエゴ・アイデンティティ (Ego-Identity) (鑑, 2002: 202) という。アイデンティティにおける「自分」は2つの方向からみることができるといふ。1つは、自分と他者との関係の中で他者と異なった独自性を持つものとして認めていくことである。もう1つは「自分」を歴史的にとらえ直し、それまで生きてきた自分自身の生活に位置づけ将来を展望すること (鑑, 2002: 125) なのである。大多数の血縁の親子は自分に命を与えた親との暮らしの中から自分を歴史的にとらえ直し、吸収してアイデンティティを形成していく。自分に命を与えた人でない非血縁の親子関係である養子や里子が、命を与えた人はどんな人なのかを知りたいと思うようになるのは極めて自然であり、アイデンティティ形成のために大切なことといわれている (石村, 1965a; Kroger, 2000=2005; 家庭養護促進協会, 1991; 1999; 古澤他, 1997; 岩崎, 2001; 樂木, 2003)。養父母が血縁の父母の情報を子どもに提供することが「養子である子どもや青年に対して最も肯定的な成果をもたらす」(Kroger, 2000=2005: 97) ということである。こうした成育史における連続性の感覚は青年期のアイデンティティ形成過程の原動力になる (Kroger, 2000=2005: 97) という。そのために養子が幼い頃より養子であることを告知することが求められる。それを英語ではテリング (telling) といっており、日本では真実告知またはテリングともいわれている。幼少時から養子であることを年齢に応じて告知した上で、愛情をもって養育することが望ましいといわれる。生みの親に関する情報を子どもに伝えることは、養子縁組をすることで法律上の実親子関係を修了することとは、矛盾することではないという。2組の親が、それぞれの立場で、子どものために、その役割を果たそうとする時 (果たせる時)、法律的关系を切ることと精神的関係を継続することに矛盾がない (菊池, 1998: 106) と考えられる。このような育ての親と生みの親と関係を持つことを養子縁組におけるオープンアダプション (Open Adoption) という。

実親に育てられない子どもにとって、その子どもを幸福に導く条件として「自分は家族に愛され、家族の一員であることに誇りを感じている」と「大切な人々とのつながりを持ち続けることにより確立されるアイデンティティ」(Thoburn, 1994: 70) の2つがあるという。すなわち「パーマネンシー (永続性) の感覚」と「アイデンティティの確立」である。このパーマネンシーの保障は1970年代にアメリカでパーマネンシープランニングとして始まり、後にヨーロッパに広まった。アメリカでは子どもにとって「子どもの安定とパーマネンシー (永続) 感覚を可能な限り保つことのできる法的な親子関係のある家庭が望ましい」(平田, 2002: 29) とされ、1980年に「養子縁組・児童福祉法」(The Adoption Assistance and Child

Welfare Act) が制定されたことで養子縁組は推進されるようになっていった。

生みの親を知る⁽¹⁾という出自を知る権利は、子どもの権利宣言(1959年)にはなかった。国際連合の1989年の作業部会において提案され、子どもの権利条約7条「名前国籍を知る権利、親を知り養育される権利」として採択された。その意図は子どもの心理的安定を確保することにあった。この心理的安定は人格形成に役立ち、ほとんどの場合、父母を知る権利は子どもにとって決して欠くことのできないものであると説明されている。

本稿では、Iで北アメリカとヨーロッパ、アジアにおける出自を知る権利について概観し、IIで日本での現状の問題点を検討する。IIIで世界の中でも養子の出自を知る権利が法律で保障されている国であるオーストラリアとニュージーランドの養子縁組の動向と出自を知る権利に関する情報を現地調査(2006年8月)にもとづいた収集資料を用いて提示し、IVで日本の現状と対比することにより課題を導き出し、Vで今後日本における出自を知る権利の保障のあり方へ援用できる事柄について検討する。オーストラリア・ニュージーランドと日本とでは背景となる文化や法律も異なっており、その取り組みをそのまま導入できると考えている訳ではない。しかし、養子となった子どもたちの健全な人間形成のためにも、法律により保障されたオーストラリアとニュージーランドの取り組みは大変示唆に富むと考える。

I. 養子における出自を知る権利をめぐる世界各国の状況

1900年代前半では欧米でも養子であることを、秘密にしておくべきであるという考えが一般の常識であった(Wine, 1995)。それゆえ出自を知る権利は法律で保障されている国から秘密にすることが決められている国までさまざまである。以下で諸国の出自を知る権利の保障についてのあり方を概観する。

1. 北米の状況

アメリカでは、養子となるに至ったさまざまな経緯と、それらが養子となった子どもに与える影響についてこれまで多くの議論(Kroger, 2000=2005)がなされてきた。1980年代からは子どもの最善の利益を最優先するためにOpen Adoptionが推進されていった。アメリカには合衆国民法としての養子法はない。各州が養子法を制定しそれにもとづいて養子縁組が行われている(岩崎, 2001:125)。そのため州により、児童自身が出自を知るための情報開示請求できる年齢も異なる(岩崎, 2001:129)。真実告知は当然するものという考え方が主流になっていて「オープンアダプションを希望する人が増えているので、多分将来的には子ども、或いは養親に危険性が伴わない限り、すべてのケースにオプションとしてオープンアダプションを取り入れ、それがカリフォルニアでも将来法律化される」(桐野, 2001:145-172)ようになるに違いないといわれている。養子当事者も生みの親の情報を知りたいという要望を表明して

いる（Eldridge, 1999）。

カナダでは「養子縁組法」第5章で、養子縁組関係者、特に養子に対して真実を知らせる方針がとられている（大谷, 2001:186）。19歳以上になると、養子自身の出生登録、養子縁組決定のコピーを申請できる。生みの親と養子から情報開示することを相手側に拒否すること、コンタクトをとることを拒否することもできる。また、肉親探しおよび再会のためのサービスに関する事柄も規定されている（大谷, 2001:187-191）。探される側の権利を守る方策も規定されていて、一方がコンタクトをとられることを望まない場合は、その事実が申請者に知らされている。

2. ヨーロッパの状況

ヨーロッパでの実務的な真実告知の状況を概観してみると、ヨーロッパでは統一の見解はまだとれてはいないが、最も養子縁組の盛んな国であるフランスはまだコンセンサスは得られていないながら、93年の養子法の改正により、「母子関係の搜索は、341条の1の適用のもとにのみ認められる」と規定している。家族・扶助法では母の匿名出産の自由を認め、親のアイデンティティの秘密を侵害しない範囲でこの出自についての情報を提供するなど詳細な規定をおいている（中川, 2001:223）。スウェーデンでは真実告知もソーシャルワーカーの仕事と位置づけられている（新田, 2004）。ドイツでは、「養子縁組サービス機関は今までの経験の蓄積からオープンアドプションを勧めている」という（高橋, 2001:238）。イタリアでは養子の自分の出自を知る権利をめぐる問題について議論されている（小谷, 2001:27）段階だという。一方ロシアでは養子縁組の秘密は法律で保護され、養親の意思に反して養子縁組の秘密をもらした者は、法律の定める責任をおう（稲子, 2001:336）。ドイツやイタリア、スウェーデンなどのように養子縁組斡旋機関の専門家からは養子縁組後の援助の中に真実告知や実親との再会は位置づけられている国も多くみられる。

3. アジアの状況

インドでは、海外に養子にいった子どもたちが出生に関する情報を探す者が多いことが話題となり、インド養子と児童福祉促進協会（Indian Association for Promotion of Adoption & Child Welfare）の呼びかけで、身元捜しをテーマに集まりを持ったことが報告されている。子どもの情報を知ることができるよう養子と養親に対する助言的援助が強化されなければならない（菊池, 2000:95）と方向性が示されている。フィリピンでは、養子縁組後のアフターケアとして、養子である子どもにも知る権利があり、出自を知りたいときには、専門家の相談窓口で対応できるようにしており（平田, 2001:370）専門家は真実告知の奨励やルーツ探しの援助をしている。中国においては、養子が自己の事実を知って養父母との感情が疎遠になったり、破綻しないために一般にすべての養親は養子であることは秘密にすることを要求する（加藤, 2001:407）という。しかし近年真実告知は早くした方が良いと考える人も増えてきてい

るということである。⁽²⁾ 韓国ではかつて養子の輸出国という不名誉な肩書きを与えられていた(床谷, 2002:78)。その後1980年代から国際養子を制限して、国内養子を促進する政策を積極的に推進したという。数多く国際養子に出された後に韓国に戻ってきた養子達により、新しく韓国を訪問する養子のためにルーツ探しを心理的・経済的に援助する団体が組織されている(野邊, 2002:58)。特に国際養子の場合、どんなに遠い異国にいても自分の出身の情報や文化を知りたいという思いは強いようである。海外の動向としては真実告知と出自を知る権利に対して容認の方向にあると考えられる。

II. 日本での養子縁組の出自を知る権利状況

1. 日本での養子縁組の経過と現状

日本での、養子縁組の斡旋機関は、民間の個人と団体によるものと児童相談所によるものがある。児童相談所による養子斡旋の場合は、昭和62年(1987年)の厚生省児童家庭局長通知「里親等家庭養育運営要綱の実施について」(児発第01号)の中の第二章養子縁組, 第二養子縁組のあっせんに関する手続きについて、ただし書きの「養子縁組希望者に児童を少なくとも6ヵ月以上里親として養育することを勧めることが適当である」という規定(鈴木, 2001:45)に法的根拠を持つ。このような里親制度を利用した養子縁組は海外ではあまり例をみない。養子縁組件数は表1のとおりである。未成年者の普通養子は年々減り続け、1950年から1960年の間で半減し、70年から80年で3分の1以下に減少している。2000年からはほぼ1,500件前後で推移している(表1)。また、子どもの利益を図るために、養親子の間に実の親子関係を形成することを目的とした特別養子縁組が1988年に施行され、初年は3,201件と多かったが、その後減少を続け400件台で現在に至っている(表2)。

国際養子縁組に関してみると、日本国際社会事業団(ISSJ)が現在扱っている国際養子縁組の種類は表3のとおりである。子どもの出身国別に分類すると以下ようになる。Aに属する養子縁組は最近減少しているが、B, Cに属する養子縁組は増加の傾向にあり、日本はすでに子どもを国際養子縁組で送り出す国ではなく、受け入れる国に変わったという。

2002年度、ISSJへの養子縁組の問い合わせ件数は594ケースあった。その中で73ケースを継続して援助することになった。昨年度より引き続き扱っているケースを合わせると、2002年度国際養子縁組のケースとして援助活動を行ったのは316件で、その内訳は表4のとおりである。国際養子縁組で関係した養子の国籍は、フィリピン、タイが約80%と圧倒的に多く、その他には日本、中国、韓国、カザフスタン、ナイジェリアの子どもがいる。養親に関しては日本人とフィリピン人のカップル、日本人とタイ人のカップルが圧倒的に多かったが、その他にもアメリカ、イギリス、インドネシア、イラン、オーストラリア、カザフスタン、カナダ、韓国、中国、バングラデシュ、ブラジル、フランス、ベトナムとさまざまな国籍の養親のケースを扱っ

表 1 家庭裁判所における未成年者の普通養子縁組受付件数の推移

1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	1995年	2000年	2004年
39,115件	16,157件	10,768件	3,244件	2,114件	1,603件	1,438件	1,500件

出典：最高裁判所事務総局「司法統計年報：家事編」（1950～2004）

表 2 特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分受付件数の推移(件)

年	特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分
1988年	3,201
1989年	1,287
1993年	680
1998年	478
2003年	433
2004年	429

出典：最高裁判所事務総局「司法統計年報：家事編」（1988～2004）

表 3 国際養子縁組の種類

A	日本国内に住む子どもを養親のいる外国に養子縁組目的で移住させ、その国で法的養子縁組を完了する。
B	日本国内に住む子ども（日本人、外国人）を、子どもと国籍の異なる国内在住の夫婦に委託し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 (1)子どもと養親は他人 (2)子どもと養親は親族（連れ子、親戚など）
C	外国に住む子どもが、外国の養子縁組機関の許可を取って日本に移動し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 (1)子どもと養親は他人 (2)子どもと養親は親族（親戚など）

出典：日本国際社会事業団（ISSJ）作成（2002）

ている。これはISSJがフィリピン政府の国際養子縁組委員会（Intercountry Adoption Board：以下ICAB）から認可された日本で唯一の養子縁組機関であること、またタイ政府の公共福祉局（The Department of Social Development and Welfare：以下DSDW）とも年に3・4回話し合いの時を持ち、密接な関係を築いていることから、その結果として、フィリピン国籍児とタイ国籍児の養子縁組が増加してきたと思われる。

（資料：日本財団2002年度事業報告「国際結婚・離婚に関するカウンセリング」日本国際社会

事業団<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2002/00929/contents/002.htm>より)

表4 国際養子縁組の種類と件数

	フィリピン	タイ	その他	合計
連れ子養子縁組 (Step)	124	32	2	158
血縁関係のある養子縁組 (Relative)	51	13	10	74
血縁関係のない養子縁組 (Non-Relative)	7	15	62	84
合計	182	60	74	316

出典：日本国際社会事業団 (ISSJ) (2002)

2. 日本における出自を知る権利について

日本においては、出自を知る前提となる、養子であることを伝える真実告知の段階でまだ課題を抱えている。現在の日本での真実告知の状況について大別すると、①告知しない（クローズドアダプション）②告知はケースバイケースで考える③告知は言葉でのみ行う（実親のことは深くは触れない）④告知後継続的に実親の話をしたり、実際に交流する（オープンアダプション）という方法がとられている。オープンアダプションはまだ少数である。日本での出自を知ることに関しての歴史的経過をみると、1960年代では養親の多くが養子であることを話せない状態であった（鈴木、1966）。同時期に石村はアメリカでの多くの養親が真実告知をしている状況とその根拠を紹介している（石村、1967）。1960年代には、真実告知という言葉はまだ使われていない。真実告知は養親子間で行われることという考えのもとに、真実を告げるべきかどうか、告げるとしたら養子であることを本人にいかにか話したらよいかという問題が主なテーマであった。

家庭養護促進協会などの民間の児童福祉機関では、1960年代から真実告知の重要性を認識し告知することを強く勧めていた（古澤他、1997；岩崎、2001；樂木、2003）。民間の機関では養子縁組終了後も関係が継続している場合が多く、いくつか真実告知や出自に関することについての追跡調査が行われている（家庭養護促進協会、1995）。1959年（昭和34年）から新聞紙上を通して「愛の手運動」という里親開拓運動を展開してきた民間の児童福祉機関、家庭養護促進協会が、1988年特別養子縁組が成立してから養子縁組をした114家庭に真実告知と出自に関する調査を行った結果（家庭養護促進協会、1995）、一般論ではうちあげた方がいいと考えている親が59.2%いたが、実際に真実告知をした親は、27.5%であった。将来養子の実親に会いたいといえば、本人の意志に任せたいと思っている人は、70%強いた。

1990年に入ると養子・里子当事者からの思いや考えを出版された本から知ることができるようになってきた（家庭養護促進協会、1991；1999；絆の会、1997；島田、2004）ことでオープ

ンアダプションが推進されてくるようになってきた。1991年には、オープンアダプションを前提条件に子どもの福祉を優先した養子縁組を仲介している民間団体も設立された。この民間団体に登録し子どもを迎えている夫婦を対象に行った調査では、子どもへの効果として自分のルーツと現在のつながりを明確化することにより、アイデンティティ形成の基盤が獲得される。育て親への効果として、生みの親・子ども・育ての親という三者関係こそが自分たちの存在する場であることを、テリングを通して自然に意識化することができるという。親子関係の効果として、嘘偽りや隠し事なく、子どものありのままを受け入れて誠実に向き合おうとする親の態度がテリングを通して子どもに示されることは相互間の信頼と尊重に根ざした親子関係の構築に繋がるという（古澤他，2005：133-134）。このようにオープンアダプションを実行している養親子は極めて少ない。基本的に日本では養子縁組は個人的な問題であり、国家が介入すべきものではないとの考えが今でも強く残っている（大森，2001：104）。そのため「養親は強く指導しない限り告知はしたがらない」（絆の会，1997：391）というように告げないでおきたいという風潮があることは否めない。公的機関である児童相談所で行われてきた養親の多くは養子であることを伝える段階でためらっていた。児童相談所を通して養子縁組を行う場合縁組が成立した時点で児童相談所は子どもの措置を解除する。そのため里親を辞退した場合はそこで関係が切れてしまいどの程度の真実告知が行われているか、出自を知っているかも明らかになっていない。民間の児童福祉機関では、子どもを養親に託した時から同じ職員が継続している所もあり、養子縁組後もよく相談にくるといふ。出自を知りたいと最初に相談を受けるのは、中学生から高校生が多いという。自分の出自であるルーツ探しの時期として、実親のことを知った時に、どのような結果であっても受け止めることができ、相手の立場を思いやることのできる年齢ということから個人差はあるが、20歳以上が望ましい（岩崎，2001：71）と指導している。方法としては養子本人が生みの親の戸籍を追って探し当てるしかない。また、民間の機関では、養親希望者に対しての、研修で告知することや養子はルーツを知りたいと思うようになることも強調して伝えているが、実際には子どもが欲しいということにとらわれ過ぎていて、現実性のある予測がつきにくく子どもを迎える前のカップルにはなかなか理解されにくい（岩崎，2001：72）のが現在の日本の状況である。

III. オーストラリアにおける出自を知る権利

地理的にも歴史的にも関係の深いオーストラリアとニュージーランドであるが、両国に共通するところもあるが、独自性にも注目して出自を知る権利について概観する。

1. オーストラリアにおける養子縁組の経過

オーストラリアは約768万2300m²、日本の約21倍にあたる国土に人口約2030万人が居住して

いる国である（2003年4月現在）。ヨーロッパ系96%（イギリス系77%）、アジア系2%、先住民アボリジニ（混血含む0.9%）という民族から構成されている。南オーストラリア州、西オーストラリア州、クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、タスマニア州、オーストラリア州首都特別区、北部準州と特別地域から成り立っている。オーストラリアは、英国やニュージーランドでの地方自治体改革にならい、州政府が州法によって自治体を設置しており、自治体に対し強大な権限を持っている。このため、各州がそれぞれの方針で政策を進めている。

（1） 養子縁組の動向

養子縁組の動向としては、1972年の約1万人の養子縁組数をピークに1998年度には544人と急激に減少している。1968年度から養子縁組した10万4千人のうち70%以上の養子は1980年まで行われている（AIFS報告：13）。当時海外から養子を迎える人は少数であった。しかし1970年代になると国内で生まれた子どもで養子縁組できる子どもが減少していった。それは1973年にSupporting Mother's Benefitが導入されたことにより、生活費の支援などシングルマザーや若い未婚の母にも自分で育てるという選択ができるようになったことがあげられる。家族計画センター（Family planning center）が設立され性教育にも力を入れるようになったことも、望まぬ妊娠の減少に影響を与えている（Healey, 1999）。

（2） 養子の年齢

1979年から1980年にかけてオーストラリアで生まれた1歳以下の養子が887人で全体の81%を占めていたが、1995年から1996年にかけては、33%に激減している（表5）。シングルマザーへの生活費の支援の他に、もう1つの大きな要因は生殖補助医療技術の発達により、不妊のカップルにも子どもが授かるようになったことも養子縁組をしなくなる要因となった。1994年には2,715人の子どもが生殖補助医療のIVFとGIFTにより生まれている。また、1996年のThe Family Law Reform Actと Individual State and Territory Lawsの法律が制定されたことにより継親のような親戚による養子縁組が禁止されたことも養子縁組の数に大きな変化をもたらした。全体的にみると養子縁組の多くは5歳以上の子どもが占めているが、10から14歳という年齢の高い子どもの養子縁組はほとんどなくなった（Healey, 1999：1-3）（表6）。

（3） 国際養子

ベトナム戦争孤児を1975年から国際養子として迎えるようになったが、後にベトナムからの養子の数は減少した。国際養子は1979/80年が66人、1989/90年では、420人でピークとなった。それから1993/1994年で222人、1995/1996年には274人と少し増えたが徐々に減少していった。表7は、1987年度から1998年度までの親戚でない国際養子の総数である（Kelly, 2000）。1980年代末からは韓国からの養子が大きく増えていった。次いでインドやスリランカなどからの養

表 5 オーストラリアの養子縁組の数

year	1971/72	1975/76	1979/80	1995/96	1996/97	1998/99
Australia	9,798	4,990	3,337	668	709	554

出典：Australian Institute of Health and Welfare, Adoptions Australia, various years

表 6 1歳以下の非親戚カップルの養子になった子ども数

1歳以下の子どもの出身	1979/80	1995/96
オーストラリア	887	71
インド	107	73
スリランカ	37	34
フィリピン	12	29
タイ	10	8
コロンビア	41	2
計	1,094	217

出典：Australian Institute of Health and Welfare, Adoptions Australia, various years

子ども増加している（Healey, 1999：3）。

2. オーストラリアの養子縁組の現状

（1）法律と組織

オーストラリアは6つの州と準州特別地域から成る連邦国家である。医療や福祉などのコミュニティサービスの制度は州や地域により異なっている。表8は州と準州の養子縁組と出自を知る権利の実態をまとめたものである。それぞれ独自の名称を付けた機関と法のもとに養子縁組は運営されている。クイーンズランド州の養子縁組は1964年児童養子法（Adoption of Child Act）と児童養子縁組条例（Adoption of Child Regulation 1999）に法的根拠を置いて行われている。8州の養子縁組に関する法律の施行年をみると、一番早い州がヴィクトリア州の1984年、一番遅い州は北部準州の2001年であった。オーストラリアでは私的に養子縁組を行うことは法律で禁じられている。また、各州では養子縁組後の出自を知る権利に関することを含む事柄に関わる部署がそれぞれ設けられている。クイーンズランド州では、児童安全局（Department of Child Safety）が唯一養子縁組に関して取り扱う機関で、その下で地域の養子縁組後サービス部署（The Local and Post Local and Post Adoption Services Unit's）が一般的な養子縁組や特別に必要な性の高い養子のプログラムの実務にあたっている。取り扱い部署の名称は州によってさまざまであった（Department of Child Safety：5）。

表7 非親戚の国際養子
1987/1988～1998/1999

出身国	数	割合
韓国	1,417	41
インド	334	10
スリランカ	305	9
フィリピン	255	7
タイ	237	7
コロンビア	200	6
エチオピア	131	4
フィジー	114	3
チリ	75	2
香港	59	2
ブラジル	56	2
台湾	54	2
ガテマラ	43	1
ルーマニア	30	1
その他のヨーロッパ諸国	29	1
ボリビア	28	1
その他のアメリカ諸国	27	1
その他のアジア	18	1
ポーランド	18	1
その他のアフリカ諸国	15	—
コロンビア	14	—
オセアニア	12	—
中近東	4	—
計	3,475	100

出典：Australian Institute of Health and Welfare, Adoptions Australia, various years

(2) 養子縁組に関わる人にとっての権利

生みの親の権利は養子や養親と同等に認められている。オーストラリアでは生みの親がないがしろにされてきた歴史があり、そこから立ち上がって権利を求める活動があったことがわかる。1923年からオーストラリアには30万人もの養子がいた。世界大戦後、最高25万人の養子がおり、ほとんどは生後まもなく養子に出された人たちだった。60年代後半から70年代の半ばま

表 8 オーストラリア 8 州の所轄機関と法律

州名	南オーストラリア	西オーストラリア	クイーンズランド	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タスマニア	オーストラリア首都特別区	北部準州
省	Department for families and communities	Department for community Development	Department of Child Safety	Department of community Services	Department of Human Services	Department of Human Health Services	Adoption and Foster Care Unit Family Services Bureau	Department of Health and community Services
機関	Adoption & Family Information Service	Past Adoption Services	The Local and Post Local and Post Adoption Services Unit's	Adoption Services and Permanent Care Services	Adoption and Family Records Service Adoption and Permanent Care team	Adoption information Services	Adoptions area of Family Services	Family and Children's Service
出自に関する法律	The Adoption Act (1988)	The Adoption Act (1994)	Adoption of Child Act, Adoption of Child Regulation (1999)	The Adoption Act (2000)	The Adoption Act (1984)	The Adoption Act (1988)	The Adoption Act (1993)	The NT Adoption Act (2001)
出自の開示年齢	18歳	18歳	18歳	18歳	18歳	18歳	18歳	18歳
拒否権 (veto)	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり

注) 各州政府発行の資料により作成 (2006)

での間多くの女性が養子に出され手元から子どもを失った。最高時には、15万人にも上る生まれたての子どもが母親から離され、不妊で子どもを求めるカップルに渡った。当時はシングルマザーが子どもを育てていくことは困難で生まれたらすぐに子どもを養子に出さざるを得なかった。その生みの親たちが、自ら生みの親を心理的、法律的にもサポートし、養子になった子どもとの再会に対して支援している (Origin, www.angelfire.com)。クイーンズランド州の養子縁組後サービス部署 (The Local and Post Local and Post Adoption Services Unit's) では、養親縁組のパンフレット「成人養子情報法 (Adult Adoption Information Act 1985) あなたの権利」に養子縁組に関わる人にとっての重要な課題として、養子、生みの親、養親の3者にとっての権利と配慮をあげている。それぞれの権利を知ることにより、プライドを持って生きることを可能にすると考えられる。パンフレットにあげられている内容は以下のとおりで

ある。

1) 養子の権利

- ・養子になったことで生みの親との関係や引き継ぐはずだった文化を喪失することを悲しむ権利
- ・養子であることを年齢に応じて敬意をもって話してもらえる権利
- ・養子が家族に適応できるように養親から安定した生活を提供される権利
- ・養子の望むどんな質問にも養親から答えてもらえる権利
- ・生みの親について養親から積極的に話してもらえる権利
- ・養子の身体的感情的な要求に応じられる家族を保障される権利
- ・養子の受け継いだ民族性やその文化を誇りとともに尊重される権利
- ・州の法律で保障されている生みの親についての情報を知る権利

2) 生みの親の権利

- ・子どもを養子に出したことで、生んだ子どもを失ったことを悲しむ権利
- ・養子に出した子どもが心身ともによく養育されていることを知る権利
- ・養親が子どもに生みの親のことを前向きな方法で教えてくれることを期待する権利
- ・州の法律により子どもについての情報が与えられる権利

3) 養親の権利と配慮

- ・自らの血を引く子どもを得られなかったことを悲しむ権利
- ・養親は正式に認められた子どもの親であるという扱いを受ける権利
- ・養親が法的に正当な親として安心して生活できる権利。それは養親の親役割遂行能力を高める。
- ・養子の養育が困難になった場合、友人、親戚、親のサポートグループ、国際養子局（IAU）に支援を求めても良い権利
- ・配慮する点として、

養親は養子には2組の親がいることを認識し、生みの親と養親の違いを認め受け入れることが必要である。また養子の生みの親や引き継いだ民族、文化のルーツに関する情報について知りたいと思った時には配慮しなければならない。養子に関して知る限りの情報を提供することは、子どもとの相互理解を増すことになる。養子が成長した時に生みの親や家族とコンタクトをとりたいと子どもが望んだ場合は配慮する必要があることなどが述べられている。

3. 出自を知る権利

前述したようにオーストラリアでは、この30年間で養子縁組は大きな転換をしてきた。養子縁組に出す親が減少している一方、すでに成人した養子の出自を知る権利について認められるようになってきたことは大きな変化である。

（1） 個人情報申請

オーストラリアの8州では、生みの親の個人情報は開示されることが法律によって定められている。生みの親の情報の開示はすべての州において養子が18歳を迎えてから許可される。但し北部準州とタスマニア州などでは、養子が16歳以下で生みの親について知りたいと望んだ時は、養親の許可が得られれば配慮されるという。

筆者の訪問したクイーンズランド州では1991年6月以降に養子縁組した子どもに対し18歳になった時に出自を知る権利を保障する法律が成立している。養親希望者も養子の出自を知る権利を保障することを守らなければならない。知ることができる内容としては、養子に出した時の生みの親の名前、生みの親の生年月日、その他に養子になったきょうだいがいるかなどである。生みの親には生んだ子が養子になってからの名前、養親の名前の情報が与えられる。申請できる人は細かく規定されており、養子が死亡した場合、または養子が自分で申請できない程の障害をおった場合、そのかわりに養親や養子の成人した子どもが出自の情報を申請できる。また、生みの親が死亡した場合、または自分で申請できない程の障害をおった場合も、生みの親の親やきょうだい、成人した子どもが申請できる。オープンアダプションに移行したとはいえ、真実告知していない養親がいる場合のことも書かれている。ニューサウスウェールズ州では、18歳になっても告知していない場合、Post Adoption Resource Centerに相談するよう勧めている。18歳になったら、出自の出生証明書を取り寄せることができるようになることを伝える必要があるからである。出生証明書には、生年月日、出生した住所、生みの親の名前と住所、養子を生んだ時の生みの親の年齢、生みの親の出生地、生みの親が養子に付けた名前を知ることができる。ヴィクトリア州では、相談機関が出生証明書を取り寄せる時に個別もしくはグループでのインタビューが行われ、養子はどちらかを選択することができる。その際に今後

表9 情報公開申請数（1992/93 to 1998/99）

申請者	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99
養子	2,518	2,432	2,896	2,738	2,621	2,455	2,144
生みの親	825	736	1,038	810	1,178	711	421
養親	N.A	N.A	94	63	65	61	59
生みの親の親戚	N.A	298	328	309	312	322	30
養子の親戚	N.A	N.A	N.A	N.A	N.A	N.A	88
養子の子ども	N.A	N.A	N.A	N.A	N.A	N.A	19

注)

1. ニューサウスウェールズ州はデータの提供がなかった。
2. 南オーストラリア州は、1992/93と1993/94のデータの提供がなかった。
3. 北部準州は1992/93の数を把握していなかった。

出典：Adoption in Australia-An Overview, Australian Institute of Health and Welfare(AIHW) (2000)

生みの親を探し出して会うつもりかどうかなど話し合う。グループで話す場合は考えを共有する良い体験となる。その後養子が継続的に養親や生みの親と安定した関係を持つ続けられるよう支援するために地域の自助グループなどを紹介される。

オーストラリア全土の情報公開の申請で最も多かったのは養子本人からのもので、次いで生みの親であった。養子本人からの申請はほとんど同程度の数を維持しているが、生みの親からの申請は半減している（表9）。情報源であるAustralian Institute of Health and Welfare (AIHW)によると、申請した養子は41%が25から34歳で、そのうち出自がオーストラリア人の養子が3%であった。

（2）拒否権（veto）

オーストラリアではヴィクトリア州を除いた7州で、養子・生みの親・養親の3者に個人情報公開に対して拒否権（veto）が与えられている。拒否権は各州の法律に規定されており、それぞれのプライバシーを確実に守るための方法である。養子・生みの親・養親の3者が交流を持ちたいと考えた時に、出自の情報開示を望まない人を守るためのものである。拒否権は情報を持っている者から申請者を妨害しようとするものではない。

情報が相手に渡る前にカウンセリングセッションを受けることを課している州も多い。3者のうち誰かが拒否権を使った場合は、コンピューターに記録され、申請者に伝えられる。その際に拒否の理由を書いた手紙を付け、相手に渡せるよう勧められている。拒否された申請者のショックを和らげ、拒否した人の置かれた状況の理解を促すためである。西オーストラリア州では、拒否権を申請したにもかかわらずコンタクトをとろうとしたら1万ドルの罰金か12ヶ月の刑期を求められる。すべての州において申請者の考えが変わった時はいつでも拒否権を取り下げることができる。めったにないことだが、南オーストラリア州では医学的な緊急事態の場合など、養子の最善の利益のために大臣の権威のもとに拒否した生みの親の情報を開示することもある。

また、法律で規定される前と後の告知も明確になされており、クイーンズランド州では、情報を知りたくない場合や会いたくない場合、1991年の法律施行前に子どもを養子に出した人には、養子と養親ともに自分たちの情報を生みの親に与えることを拒否できる。生みの親も養子も、それぞれ会うことを望まない場合は、会うことを拒否できる。それでもコンタクトをとろうとした場合は、法を犯すことになり警察に通告される。表10は、コンタクトをとることや情報を開示することを拒否した人の数である。やはり養子本人からの拒否が最も多く、次いで生みの親であった。

表10 拒否権を申請した数（1992/93 to 1998/99）

申請者	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99
養子	103	242	389	249	146	104	253
生みの親	36	117	158	115	80	50	168
養親	N.A	N.A	35	61	32	22	12
生みの親の親戚	N.A	—	2	1	1	—	—
養子の親戚	N.A	N.A	N.A	N.A	N.A	N.A	6

注)

1. 拒否権システムは当時ヴィクトリア州とタスマニア州ではなかった。
2. ニューサウスウェールズ州は1992/93のデータの提供がなかった。

出典：Adoption in Australia-An Overview, Australian Institute of Health and Welfare(AIHW), (2000)

(3) 情報交換

1992/93年から1998/99年に情報公開の申請をした人数の統計によると、32%の養子が生みの親と情報交換して連絡をとっている。1%は、連絡をとったのみであった。57%の養子は情報交換のみで、10%の人は交流しなかったという結果であった（AIHW, 2000）。

4. 養子縁組後のサポート

出自を知ることを含んだ養子縁組後のサポートは政府の養子縁組機関のみならず、多くの非営利団体などでも活発に行われている。それらの情報は政府の機関でもパンフレットに紹介されている。例えばボランティアや寄付などの支援を受けて非営利の団体により運営されている養子縁組後資源センター（Post Adoption Resource Center）がある。オーストラリアは広大な面積の国であるため、インターネットや郵送の手段をもって全土にわたって支援を行っている。支援の内容としては、情報提供と話し合いのミーティング、電話・e-mailのオンラインカウンセリング、初めての生みの親とのアプローチの仲介、グループカウンセリング、オンラインでのチャットルームとグループ討議（同じような経験をしている人たちと）、養子縁組後のことに関する本やビデオの郵送などを行っている。その他にも同様なサービスをしている非営利団体Adoption Jigsawなど多くのサポートグループがある。

IV. ニュージーランドにおける出自を知る権利

1. ニュージーランドにおける養子縁組の経過

ニュージーランドは27万1000m²の国土に人口約400万人が居住している国である。日本は約38万Km²の国土に約1億2700万人（2005年現在）が住んでいることと比べるといかに少人数

で構成された国家であるかがわかる。古くは先住民であるマオリ族とヨーロッパから移住した人たちが構成され、近年アジアからの移民も多く移り住んでいる。ニュージーランドでは、養子縁組は1881年に児童養子縁組法（Adoption of Children Act）に制定されて初めて合法化された。その後1908年の児童法に組み込まれ、里親制度などとともに児童保護全体の中で受けとめられるようになり、1955年に児童縁組法（Adoption Act）が制定され現在に至っている（新井，2000：331）。1906年以前は養子縁組をするためには生みの親が費用を支払わなければならなかった。当時の養子縁組は農場での労働力として年齢の高い子どもを養子にするケースが数多くみられた。1950年代に入り、子どもは親や親に代わる大人のもとで育つことの重要性が認識されるようになり1955年に児童の最善の利益にもとづいた児童縁組法が成立した。ちょうど第2次世界大戦後のベビーブームが始まり、子どもの出生率の増加に伴い養子縁組の数もピークを迎えた。ニュージーランドもオーストラリアと極めて同様な経過をたどり、1960年代に入り、養子候補の子どもに適切な養親を見つけるのが困難になってきた。それで政府は1973年に The Domestic Purpose Benefit をつくり、シングルマザーでも1人で子どもを育てられるよう支援を強化した。そのため養子縁組の数は減少していったのである（養子縁組の社会的情勢：AISUからの提供資料）。

2. ニュージーランドの養子縁組の組織と現状

(1) 養子縁組の組織

養子縁組に関しては児童青年家庭局（Child, youth and family：CYF）が取り扱い、養子情報サービス部署（Adoption Information and Services Unit：AISU）が実務にあたっている。国内には17ヶ所の養子情報サービス部署がある。筆者の訪問したクライストチャーチのAISUでは南島の実務マネージャー（Practice Manager South Island）1名、ソーシャルワーカーのためのスーパーバイザー1名、ソーシャルワーカー5名、ソーシャルワーカーサポートスタッフ2名で構成されていた。

ソーシャルワーカーは養親希望者に基本的な2つのことをはじめに伝えているという。1つ目は養親になることは、養子と生みの親との複雑な親子三角関係になり、長い人生にわたって関係は継続していくこと、2つ目は養子になる子どもの数よりも養親になりたいカップルの数の方が多いことである。つまりすぐに養子縁組できるのではなく何年も待たなければならないことを意味している。現在墮胎の減少とシングルマザーの保護により妊娠中から養子に出す人は少なくなったそうである。

(2) 養子縁組の現状

1) 養子縁組の統計

養子縁組は、国際養子、親戚による国内養子縁組、年長児を養育する里親による養子縁組、継親による養子縁組、非血縁の者による国内養子などに分けられる。以下で児童青年家庭局の

パンフレットにある資料から養子縁組に関する項目をあげる。

2004年7月から2005年6月までのニュージーランドにおける養子縁組の統計をみると、養子の人数は減少し続け1997/1998年で125人から2004/2005年では69人と半減している（表11）。1995年から1999年の統計であるが、生みの母が養子を出した年齢は13歳から41歳までの年齢の女性で平均は23歳である。また1歳以下の養子を委託した親戚でない養母の平均年齢は35歳、養父は37歳であった。

2) 養親希望者の研修

オークランドで毎年行われている information evening という集まりに参加した養親希望のカップルは養子縁組に関する教育プログラムを受講する。カップルは養親候補として登録するか、国際養子を申請して information evening と毎年の講習に参加して待つ。養子になる子ども

表11 ニュージーランドの養子縁組の統計 (人)

年 度	1997/98	1998/99	1999/00	2000/01	2001/02	2002/03	2003/04	2004/05
養子の人数	125	122	87	78	103	87	88	69

Child, youth and family局Adoption Information and Services Unit (AISU) 資料より作成

表12 養子縁組前のカップルの結果（オークランド）

養子縁組前のカップルの状況	2001	2002	2003	2004
information eveningに招待されたカップル	279	298	233	255
information eveningに参加したカップル	131	155	152	154
養子縁組の研修課程を修了したカップル	27	37	38	15
登録したカップル	15	29	32	136
国際養子の申請をしたカップル数	12	8	8	2

Child, youth and family New Zealand 資料より作成

表13 養子縁組希望カップルのその後の結果

研修を終えたカップルの結果	2001	2002	2003	2004
国際養子縁組	9	2	2	0
国内養子縁組	9	11	12	1
養親申請辞退	3	4	4	
妊娠	1	6	3	
後見人 (Guardianship)	0	2	0	
2005年国内養子待機カップル	1	8	11	
2005年国際養子待機カップル	4	4	6	

注) この統計には2, 3回目の養子縁組は含んでいない。2004年はまだ統計がでていないものがある。

Child, youth and family New Zealand 資料より作成

もの数の減少から養子縁組まで数年待つ場合がある。表12はオークランドでの養子縁組をする前のカップルの状況である。養親希望者に対する、説明会である information eveningに参加しても、養子縁組の課程を修了し、実際に養子縁組をするカップルはますます減少していくのがわかる(表13)。

(資料：[geocities.com/.../statistics on adoption in newzealand to july 05.htm](http://geocities.com/.../statistics_on_adoption_in_newzealand_to_july_05.htm))

3) 養親になるための準備

いくつかの地域で、養親希望者のための親センター (Parents Center) を開催している。養子候補の子どもが減少し養親のコースがいつも利用可能という訳ではないが、病院のスタッフが赤ちゃんを1日中養育する自信が出るまで丁寧に指導するので心配は要らないという。生みの親は、養親が子どもとの絆を結び養育の手順を学ぶ必要があることを知っているので通常すぐに退院するため、気が済むまで練習することができる。

3. ニュージーランドの出自を知る権利について

(1) 養子縁組の関係

オーストラリアと同様にオープンアダプションで養子縁組は行われる。ニュージーランドのオープンアダプションの定義は、養親と生みの親が継続的にコンタクトをとり続ける関係としている。コンタクトは個々の家族で行い法律的に強制されるものではない。

生みの親自身が生んだ子どもを託す養親を選ぶ。自分の生んだ子どものために最良の養親を選ぶことで生みの親の子どもへの責任と愛情を伝えている。子どもが小さい時は養親の家庭で育つが、成長した時に生みの親とどの程度どんな関係をとるかは養子自身が選択する。養子であることを秘密にしたり、恥と感ずることは、子どもと養親との関係を難しくさせる。その1番の解決策はオープンにすることであると強調している。生みの親は養子が生まれるために重要な役割を果たしているからである。生みの親とコンタクトをとることで養親の法的状況は変わることはない。養子縁組は親の権利と責任が生みの親から養親に委譲されることだからである。養親に子どもを託した生みの親は、その子どものすべての責任と権利を失ったことが申し渡される。養子縁組後、連絡については両者の口約束となる。

(2) 生みの親の権利

養子に出される子どもが生まれた時の以前の扱いは、生まれた子どもをみることも性別も知らされることがなかった。生みの親にとって別れた後が辛くなるからと言われていたが、現在は生まれたことは家族内でも秘密にせず、しっかりと覚えておくために子どもを抱っこして授乳することを選ぶこともできる。また、継続した養育をするために養親が引き取りにくるまで、面倒をみることも選べる。

生みの親に与えられた選択として優先的に養親を選ぶ決定権を持っている。養親の情報ファイルから養親の志望動機や養親が生みの親とどのようなコンタクトをとりたいと考えているか

等を見て選ぶことができる。

（3） 情報公開の申請

ニュージーランドでも養子、生みの親、養親の3者から情報公開の申請をすることができる。養子が20歳になると申請することができる。正式な手続きを経て出生証明書（Birth certificate）を入手することにより生みの親の情報を得られることが法律（Adult Adoption Information Act 1985）で保障されている。ニュージーランドでも3者に拒否権があったが、1986年の法律施行により20歳で情報公開が行われることが明文化されてから、1986年以降に縁組した生みの親たちには情報公開を拒否することはできないことになった。生みの親は養子縁組を行う際に、養子に出した子どもが20歳になって情報公開を希望した場合公開することが条件となっているからである。生みの親が海外にいる場合は、子ども青年家庭局から直接生みの親の情報が送付される。養子が19歳になった時に、生みの親との交流を望まない場合は前もって拒否権を申請することもできる。その際に拒否の理由を書いた手紙を書くことが勧められる。拒否権を申請した場合、登録局（Register-General）は、申請者にカウンセラーのリストを送付する。心理的なフォローを望めばカウンセリングを受ける事ができるようにである。一度申請してもいつでも取り下げることができる。表14は出生証明書の申請数である。申請数は年々減少しているが、養子縁組数の減少が影響していると思われる。拒否する場合、カウンセラーが本人にとってよりよい選択かどうかを考えられるようサポートをする。生みの親も他の家族を持っている場合があるので、生みの親のプライバシーを尊重することも考慮されている。事務所の待合室には養子縁組後の出生を知るための情報が掲載されているパンフレットが置いてあり自由に持ち帰ることができる。

表14 オリジナル出生証明書の申請数

年度	1996/97	1997/98	1998/99	1999/00	2000/01	2001/02
人数	1,202	798	742	671	510	440

Child, youth and family New Zealand 資料より作成

（4） 養子・生みの親・養親からのアプローチについて

養子・生みの親・養親3者のアプローチについて詳細なガイダンスがパンフレットに記されている。

1) 養子からのアプローチ

生みの親とコンタクトをとることで生ずる共通する思いがあげられ、養子がアプローチしやすいよう助言している。具体的には①傷つくのではないかという恐れ②これまでの思いの入ったパンドラの箱を開くのではという恐れ③知ることによる混乱と恐怖と孤独④生みの親に対する夢と実際の現実⑤生みの親に会うことは間違った選択ではないか⑥会わないことは生みの親

の思いを断ち切ることになるのではないか⑦どの家庭に属することが自分に合うのか⑧養親を傷つけないことがあげられている。また生みの親へのアプローチの方法として、①手紙を書く ②電話をかける ③直接会うことのメリット・デメリットが丁寧に説明され事前に養子の心構えができるようにサポートしている。

2) 生みの親からのアプローチについて

生みの親からのアプローチは図1のように、拒否権を出した場合と出さなかった場合に分けて示されている。子どもが20歳になったら子どもについての情報を聞くことができる。子どもから拒否された場合は情報を与えることはできない。拒否した場合、拒否したことについての説明の手紙が託されていたら知らせてくれる。カウンセラーと機関のリストが送られるので、希望すれば生みの親と今の状況について話し合える。拒否されなかった場合、子どもの名前と住所を渡す。母親のみならず父親も申請可能である。1986年3月1日の法律施行前に子どもを養子に出した人は、子どもから情報を望んでも拒否することができる。拒否する場合、その理由を手紙に書いて渡す。養子に出された子どもが生みの親の事情を理解し受け入れやすくなる。1986年の法律施行後は、生みの親は拒否する権利はない。

3) 養親からのアプローチについて

1986年3月1日の法律施行前に子どもを養子に出した人は、養子と養親ともに自分たちの情報を生みの親に与えることを拒否できる。1986年の法律施行後、養子が20歳になったら生みの親についての情報を得る権利を持つことになる。それまでにすでに、生みの親の名前や住所を

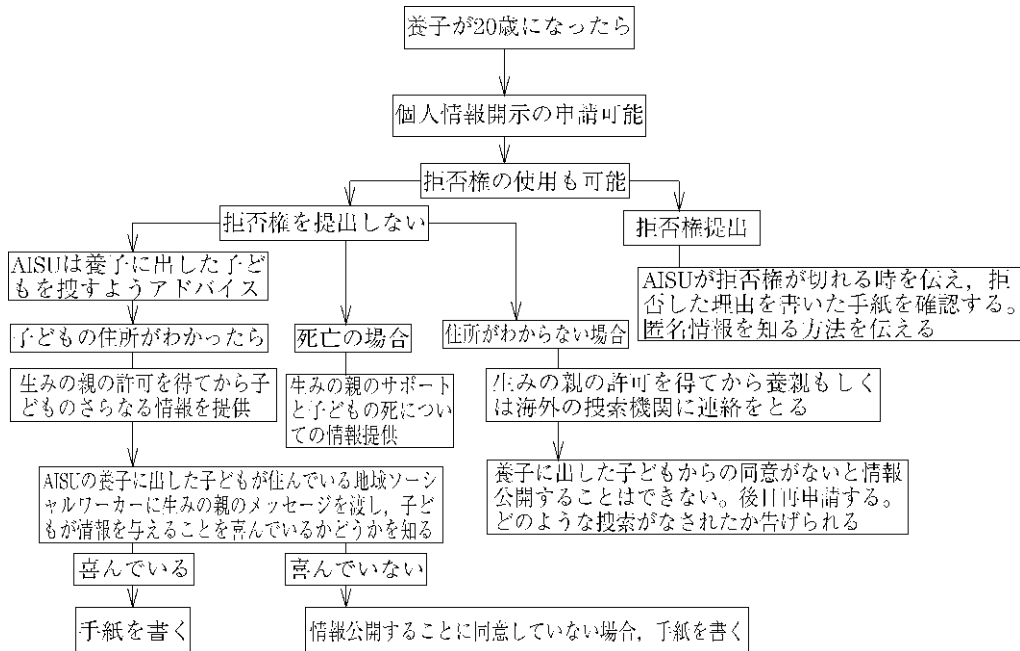


図1 生みの親が養子に出した子どもの情報開示を申請する手続き

知っている場合、生みの親と直接会うことができる。これらの手順については、ソーシャルワーカーが手助けする。オープンアダプションであるが、現行の法律では生みの親との交流を強制的にアレンジすることは定められていない。

（４） 生みの親と交流するリスク

生みの親と交流することは勇気のいる重要な決断である。未知のことに進むための準備が必要である。生みの親にアプローチする前に、交流することの動機と期待について再確認し、生みの親の現実を受け入れて交流するための準備が必要であるとアドバイスの最後に述べている。

（５） 養子縁組後の支援

養子縁組に関することで疑問などがあった場合は、地域養子縁組支援グループ（Local adoption support group）が対応する。養子縁組情報とサービス部署（養子縁組後のサービスも行っている）から受けているサービスが適切でないことがあった時は、相談の要請を養子縁組スーパーバイザー部署（the Adoption Supervisor of the unit）に願い出ることができる。

以上、世界の出自を知る権利の動向、日本、オーストラリア、ニュージーランドの出自を知る権利の現状と現場の実態を述べてきた。以下で日本とオーストラリア、ニュージーランドの実態を対比することにより、日本における出自を知る権利を保障するための課題を明らかにしたい。

V. 結 果

1. 日本とオーストラリア・ニュージーランドの養子縁組に関する対比

日本とオーストラリア・ニュージーランドの養子縁組に関して対比しまとめたものが表15である。養子縁組に関わる職員についての対比では、日本は里親制度を利用した養子縁組が行われているため、里親委託の延長に養子縁組が位置する場合があり、養子縁組専門の職員はいない。それに対し、オーストラリア・ニュージーランドでは、専門職員が対応していることが大きな違いの1点目である。18歳または20歳を過ぎ成人になった養子のために出自を知る権利を保障するために、多くの時間を使っている。それに対し日本では、養子が相談に来た場合職員は生みの親を捜す情報の取り方を知らせる程度である。民間児童福祉機関では養子縁組した時からの職員が勤務している場合もあり、もっと手厚いサポートがあると考えられるが、実際に捜すのは養子自身に委ねられている。2点目としてオープンアダプションが徹底して行われていることである。また養子縁組した人たちの担当ソーシャルワーカーに関して不満がある場合、日本には直接に対処してくれる部署はないが、ニュージーランドでは願い出る機関がパンフレットに明記してあることも特筆できよう。

表15 養子縁組に関する対比

	日本	オーストラリア	ニュージーランド
担当部署	児童相談所 民間養子斡旋機関	主に州の児童福祉局 養子縁組部署	国の児童福祉局 養子縁組部署
養子縁組後担当部署	養子縁組後は解除	担当部署あり	担当部署あり
養子縁組件数の推移	10年1000件台で横ばい	減少	減少
国際養子縁組の数	少数	増	増
養子縁組の種類	クローズドアダプション セミオープンアダプション オープンアダプション (少数)	オープンアダプション	オープンアダプション
誰が養親を選ぶか	児童相談所	生みの親	生みの親
職員に不満があった場合	該当部署はない	特に記述は見当たらない	養子縁組スーパーバイザー部署

2. 日本とオーストラリア・ニュージーランドの出自を知る権利に関する対比

養子縁組に関わる人たちの出自を知る権利に関しての対比をまとめたものが表16である。1点目の大きな違いとしては、オーストラリア・ニュージーランドでは出自を知る権利が法律で

表16 出自を知る権利に関する対比

	日本	オーストラリア	ニュージーランド
法律	養子縁組は民法に規定されているが、出自を知る権利については定められていない	各州の法律で定められている	成人養子情報法 (Adult Adoption Information Act 1985)
年齢	定められていない	18歳	20歳
出自を知る権利の対象者	権利として定められていない	養子・生みの親・養親	養子・生みの親・養親
開示請求のできる人	権利として定められていない	養子 生みの親 養親	養子 生みの親 養親
拒否権 (veto)	権利として定められていない	養子 生みの親 養親	養子・養親のみ。1986年の成人養子情報法施行後、養子縁組をした生みの親に拒否権はない(1986年以前あり)

アプローチの方法	児童相談所や民間児童福祉機関に相談と助言を受け、養子本人が自力で行う	機関が申請を受付，期間とサポートグループが助言やカウンセリング，仲介などの支援	機関が手順をアドバイス，場合によっては仲介もできる
交流について	民間児童福祉機関では20歳過ぎてからと指導	18歳	20歳
養子縁組前の指導	児童相談所	州の養子斡旋機関 養子縁組専門スタッフ	養子縁組専門スタッフ 国内17ヶ所
養子縁組後のフォロー	児童相談所	養子縁組専門スタッフ	養子縁組専門スタッフ
出自に関して取り扱う部署	なし	養子縁組専門スタッフ	養子縁組専門スタッフ
サポート資源	民間の児童福祉機関 里親会 子どもの虐待防止センター 里親サロン	州の養子縁組局のパンフレットやホームページには非営利団体サポートグループのアドレス掲載 生みの親の自助グループ	非営利団体サポートグループ 自助グループ

規定されていることである。情報公開を申請できる年齢は国や州により18歳から20歳以上と規定されている。2点目は養子のみならず養親と生みの親も同等に情報の開示を申請できることである。同時に拒否権も3者が使うことができる（1986年以降のニュージーランドでは養親に拒否権はない）。3点目は、情報公開を申請してからのサポートの厚さである。養子縁組機関のみならず、サポートグループや自助グループなど多くのサポート資源を有している。

VI. 考 察

日本とオーストラリア・ニュージーランドで養子縁組と出自を知る権利に関する対比から見出した相違点を抽出し、今後の日本の養子縁組に関する人たちの出自を知る権利を保障するために援用できる事柄について考察を進めたい。

1. 養子縁組の前提としての出自を知る権利

オーストラリア・ニュージーランドでは、養子縁組はオープンアダプションで行われており、したがって真実告知をすることが前提となり、18歳もしくは20歳を過ぎると法的に保障された情報公開を申請することができるようになる。ニュージーランドでは、さらに1歩進んで、1986年から実施されている成人養子情報法により、養子縁組をする時にあらかじめ出自を知る権利について了解をとっており生みの親は養子に出した子どもが出自を知りたいと思った時に

拒否 (veto) することはできない。子どもの最善の利益の視点から、養子縁組の前提として出自を知る権利を保障しているのである。

日本は真実告知をするかどうかの段階で逡巡する養親が多い。養子縁組に関わる人たちに対する社会的なスティグマが根強く存在することがいえよう (古澤, 2005)。25年以上にわたり生殖補助医療による非配偶者からの提供精子 (AID) により生まれた子どもの家族研究をしてきた Daniels は当事者が事実を秘密にして相談できない状況になっているのは、システムの作り出されたものであることを指摘している。不妊治療を受けるカップルを医学的側面からのみ捉えることで、一般の人とは違ってしまったというスティグマと恥を感じ、自分たちのプライバシーを守るために秘密にする文化ができてしまうという。秘密にすることでは、決してスティグマや恥を乗り越えることはできない (Daniels, 2003: 359)。養子縁組を家族作りという視点からソーシャルワーカーやカウンセラーなど社会科学分野の専門家が生物学心理学社会的学的に対応することにより、カップルの望む家族のあり方を実現するためにはサポートされる権利が前提となる。そして家族作りのために必要なことに対して周囲のサポートネットワークから支援を受け、そこで情報の共有も行われるようになり秘密にする必要がなくなるという。養親は自分たちには子どもが生まれなかったことを医学的側面だけで対応されることで、また養子は生みの親から手放されたことで、生みの親は実子を育てられなかったことで、スティグマと恥が根強く結びついてくる。それに対しオーストラリア・ニュージーランドでは生みの親は子どもの最善の幸せを願って養子に出したととらえることで、子どもも生みの親も養親も養子縁組を前向きにとらえている。また、情報公開する際にどちらかが拒否した場合、拒否する理由を手紙に書いて添えるようにすることで養子または生みの親が相手の考えを理解し受け入れやすくなるという配慮がなされている。専門職のソーシャルワーカーは生みの親を養子の人生からははずすのではなく、養子、養親、生みの親がそれぞれのスティグマと恥を払拭していけるようサポートし、出自を知る権利を推進できるように関わることが求められている。

2. 養子縁組専門職員の配置

オーストラリア・ニュージーランドでは、養子縁組は専門職員が対応していることが大きな違いであった。現在養子縁組の数は減少しているが、すでに成人になった多数の養子があり、出自を知る権利を保障するために職員は多くの時間を使っている。それは養子縁組の業務が出自を知る権利を保障できるよう構成されているからである。それに対し日本では、公的機関では養子から自分の出自に関して連絡をとってくることは非常に少ない。近年個人情報保護法の施行により、公開できる情報はさらに制限されてきているため、出自を知る権利と逆行しているような状況になっていると考えられる。職員は生みの親を知る情報の取り方を知らせる程度であり、養子や養親の心理的サポートの視点をもって関わることは少ない。民間児童福祉機関では養子縁組した時からの職員が継続して勤務している場合があり、もっと手厚いサポートがあると考えられるが、実際に戸籍を取り寄せ生みの親の居所を捜し、それから連絡をとるのも

交流するのも養子個人に委ねられている。しかし、オーストラリア・ニュージーランドでは、養子や養親の心理への配慮からアプローチの方法、必要であれば仲介もしてくれるなど養子の不安を支えエンパワーしてくれる。生みの親の情報を知りたいと望む養子には積極的にサポートしていけるよう養子縁組専門職員の配置が不可欠と考える。

3. 養子が出自を知るための具体的な支援

日本では、養子が出自を知りたいと思うことについては、理解が進み、真実告知に関する教育や研修は、児童相談所でも近年増えてきた。実際に実務的心理的にどのように養子や養親を支えるかまた、情報の収集方法、交流の方法はまだ確立していない。時折、児童福祉機関に自分の出自を知りたいという問い合わせがある。切実な思いで連絡をとってきたことであろうことは想像に難くない。しかし生みの親のルーツ探しの心理的支援をもって直面化させる技法はよほど熟練したソーシャルワーカーでないと持ち得ないと思われる。また掘り下げた後の継続的なフォローができないことにも課題がある。オーストラリア・ニュージーランドでも、専門職員に対して養子縁組に関するマニュアルに支援の詳細な手順が示されており、徹底した支援が行えるように構成されている。養子が生みの親に会いたいと思う動機の再検討の必要性や、養子や生みの親、養親が感じるであろう不安な思いや、生みの親への幻想を持ちやすいことなどは当然のこととして出発して支援を進めている。日本では2002年より里親専門相談員が配置されているが、まだ各児童相談所ごとに置くことは困難な自治体が多く養子に対してまで手が広げられないのが現状であろう。そのためには養子専門相談員（仮称）の配置が望まれる。養子の抱える問題などについて向き合い、前に進めるようなカウンセリングや職員の教育・研修が必要であろう。

また公的機関である情報公開を申請してからの非営利団体のサポートの厚さである。養子縁組機関のみならず、サポートグループや自助グループなど多くの資源を有している。日本でも子どもの虐待防止センターで里親や養親の相談にのったり、グループでの集まりも行い始めた。これらのサポート資源についてすべての養親が当然の権利として利用できるよう児童相談所も養子縁組後に情報提供することが必要であろう。

4. 出自を知る権利の保障への支援

現状では、児童相談所に生みの親から養子に出した子どものことを知りたいという相談はほとんどないと思われる。生みの親の問題について養子に出した後のケアをすることは職員の役割として入っておらず、機能もしていないのが現状である。相談がないことが、問題がないと結論づけることはできないであろう。

オーストラリアの養子縁組により子どもとの別れを余儀なくされた生みの親の自助グループオリジンズ (Origins) の「別離の悲しみは癒えることがない」という発足の言葉からその思いをうかがい知ることができる。現在はオーストラリア、アメリカ、カナダ、イギリスに自助

グループが広がっている。日本では生みの親は養子に出した子どものことは年月を経て聞きにいけると考えていないのではないだろうか。養子の出自を知る権利を保障するためには、生みの親への尊重は欠くことができないと考える。養子自らのアイデンティティを確立するために、生みの親の存在を肯定的にとらえることが重要であろう。図2は、生物学・心理学・社会学的な視点から生殖補助医療により半養子といわれる子どもを得た家族形成モデルを説明したものである。このモデルを養親子家族に置き換えると、養親が健康で良好に機能するには信頼と安定した親であることが必要となる。そのためには、養親がソーシャルワーカー、カウンセラーら専門家にサポートされエンパワメントされる必要がある。さらに専門家は親子関係構築の援助とともにこれらの家族が血縁の親子と同等に認められるように社会に働きかけることが求められる。血縁の家族と同様に養子縁組や生殖補助医療による社会的なつながりの家族にも同等な価値を持てるような適切な政策や法律が履行されるよう働きかけ、さまざまなタイプの家族が受け入れられるような状況にすることが不可欠となる。最終的には国の政策に働きかけ法律を変えていくことが必要である (Daniels, 2005 : 269) と指摘する。ニュージーランドでは、The Fertility Center (不妊センター) が設置され、不妊治療のクリニックに併設して不妊治療を受けた家族に対してカウンセリングサービスを行っている。不妊治療から出産後から生涯にわたり継続してフォローをしている。筆者の訪問したクライストチャーチの The Fertility Center では、2人のカウンセラーが勤務していた。AIDで生まれた子どもの精子提供者の情報はオークランドのセンターに国内すべての登録が集められており子どもが18歳になった時に希望する人には、精子提供者の同意があった場合情報が開示されるようになっている。ここのシステムは養子縁組の経験を援用して作られているとカウンセラーは話してくれた。毎年 The annual fertility NZ conference (年次討論会) が毎年開催され、2006年にはAIDで生まれ

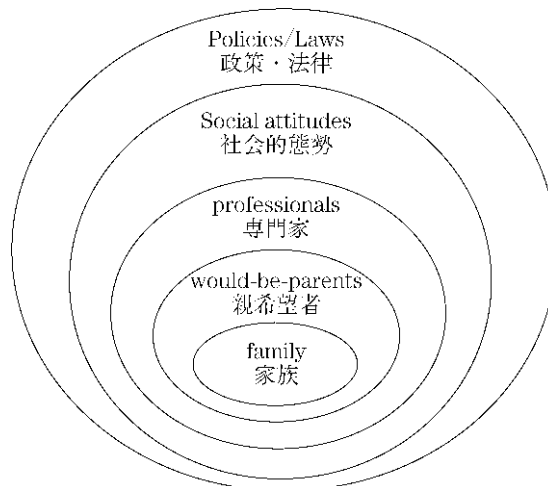


図2 生物・心理・社会的家族形成モデル
 The biopsychosocial family building model
 Daniels, 2005 p269 日本語訳 森 和子

た子どもからの体験談や参加者との意見交換が行われ広く社会への理解に向けて活動していた。(3) このように養子親子や生殖補助医療で生まれた子どもを持つ家族への支援は、長いライフスパンで見守るの必要があり、家族へのサポートは、児童福祉機関やカウンセリング機関などが連携して対応すべきこと、また社会的に理解を求めることもこれからの大きな課題となろう。

さいごに一今後の課題

養子縁組における出自を知る権利を保障するためには、児童福祉機関、カウンセリング、民間の相談機関、サポートグループ、自助グループなどが連携して家族を支えていけるようなシステムを構築することが必要であると考え。現在のような養子だけの支援ではなく、子どもと養親と生みの親という3者への支援である。養子縁組に関係する人たちを支援するには、生みの親の情報を知ることにより生じる問題、探し方、交流の方法などについてガイドラインを作成し専門職員が研修や教育を受けるサービス提供をする。また職員が職務に悩んで行き詰らないよう円滑に遂行するためにスーパーバイズが得られるようにすることも必須であると考え。

生みの親のことが知りたいと願う養子が訪れても、実際には、児童福祉機関が担っている他の業務を遂行するだけでも限界の状況である。養子縁組終了後に関する養子の出自を知るための支援の役割を期待することは現状では困難であると考え。公的、民間の児童福祉機関が連携してサポート資源として機能するよう抜本的改革ができない場合は、新たに機関を設立することも今後の課題となろう。具体的には出自を知る権利を保障するために養親子のカウンセリングサポートセンター（仮称）が中心となって養子・生みの親の出自の情報管理や家族からの相談支援を行うことも考えられよう。いまだ社会的スティグマの中で生きている養親子や生みの親の心理や課題に対する社会的な理解を求めていくよう国民レベルと国の政策に働きかけることもあわせて重要な点であると考え。

【参考文献】

- 新井正彦，1999，「II 児童福祉」，仲村優一編，『世界の社会福祉．オーストラリア・ニュージーランド 10』旬報社：327-343
- 石村善助，1967，「養子に真実を告げるべきか」『ケース研究』101，東京家庭裁判所家庭事件研究会
- 稲子宣子，2001，「ロシアの養子・里親・養育家庭」，『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』養子と里親を考える会編 湯沢雍彦監修 日本加除出版社：323-350
- 岩崎美枝子，2001，「児童福祉としての養子制度—家庭養護促進協会からみた斡旋問題の実情—」，『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』養子と里親を考える会編 湯沢雍彦監修 日

- 本加除出版：57—79
- Eldridge, Sherrie, 1999, “Twenty Things Adopted Kids Wish Their Adoptive Parents Knew”, Adell Trade Paperback
- 大谷まこと, 2001, 「ブリティッシュ・コロンビア州 (カナダ) 『養子縁組法』 (The Adoption Act) の特色」『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』養子と里親を考える会編 湯沢雍彦監修 日本加除出版社：173—196
- 大森邦子, 「わが国における国際養子縁組法制化の必要性と試案」, 『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』養子と里親を考える会編 湯沢雍彦監修 日本加除出版社：103—122
- 加藤美穂子, 「中国養子法〔収養法〕」, 『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』養子と里親を考える会編 湯沢雍彦監修 日本加除出版社：383—448
- 家庭養護促進協会, 1991, 『真実告知事例集うちあける』家庭養護促進協会大阪事務所
- 家庭養護促進協会, 1995, 『特別養子縁組成立家庭アンケート調査報告書』家庭養護促進協会大阪事務所
- 家庭養護促進協会, 1999, 『大人になった養子たちからのメッセージ』家庭養護促進協会大阪事務所
- Keefer, Betsy and Schooler, Jayne E., 2000, “Telling the truth to your adopted or foster child”, Bergin & Garvery
- 菊池緑, 1998, 「特別養子制度と戸籍」『戸籍と子どもたち』子どもの人権双書編集委員会, 明石書房
- 絆の会編, 1997, 『家族作り—縁組家族の手記』世織書房
- 桐野由美子, 2001, 「アメリカ州レベルの養子縁組の実態」, 『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』養子と里親を考える会編 湯沢雍彦監修 日本加除出版社：145—172
- Kelly Susei, 2000, “Adoptions Australia — An Overview”, Australian Institute of Health and Welfare
- 古澤頼雄, 富田康子, 鈴木乙史, 横田和子, 星野寛美, 1997, 「養子・養親・生みの親関係に関する基礎的研究—開放的養子縁組 (Open Adoption) によって子どもを迎えた父母—」『安田生命研究助成論文集』第33号：134—142
- 古澤頼雄, 2005, 「非血縁家族を構築する人たちについての文化心理学的考察—その人たちへの社会的スティグマをめぐる—」, 『東京女子大学比較文化研究所紀要』第66巻, 13—25
- 小谷真男, 2001, 「イタリア法における養育委託」, 『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』養子と里親を考える会編 湯沢雍彦監修 日本加除出版社：275—288
- Kroger, Jane, 2000, “Identity Development; Adolescence through Adulthood”, Sage Publication, Inc. (榎本博明編訳, 2005, 『アイデンティティの発達—青年期から成人期—』北大路書房)
- 島田陽水, 2003, 『里子に伝える真実告知のあり方』, 淑徳大学平成15年度卒業論文
- General Children’s Adoption Handbook, 2004, The Local and Post Local and Post Adoption Services Unit’s, Department of Child Safety
- 鈴木博人, 2001, 「日本の養子縁組斡旋をめぐる課題」, 『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』養子と里親を考える会編 湯沢雍彦監修 日本加除出版社：33—56
- 鈴木佳男, 1966, 「養子縁組事後調査」, 『養子と里子』国土社
- Thoburn, June, 1994, “Child Placement: Principles and Practice, 2nd Ed.” (=1988, 平田美智子・鈴木真理子訳, 『児童福祉のパーマネンシー—ケースマネジメントの理念と実践—』, 筒井書房)
- 高橋由紀子, 2001, 「ドイツの未成年養子制度」, 『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』養子と里親を考える会編 湯沢雍彦監修 日本加除出版社：245—260
- 鐘幹八郎, 2002, 『アイデンティティとライフサイクル論』ナカニシヤ出版
- Daniels K, 2003, “Ethical Consideration in Professionals’ Contribution To Policy Development in Assisted Human Reproduction”, Eubious Ethics Institute, p358—362

- Daniels K, 2005, “Is blood really thicker than water? Assisted reproduction and its impact on our thinking about family”, *Journal of Psychosomatic Obstetrics & Gynecology* 26(4), 265-270
- 床谷文雄, 2002, 「韓国の養子法」, 『新しい家族』第40号, 養子と里親を考える会, 76-82
- 中川高男, 2001, 「フランスの養子法」, 『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』養子と里親を考える会編 湯沢雅彦監修 日本加除出版社: 197-234
- 野邊陽子, 2002, 「韓国における国際養子縁組の現況」, 『新しい家族』第40号, 養子と里親を考える会, 52-75
- 平田美智子, 2001, 「フィリピンの養子縁組制度」, 『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』養子と里親を考える会編 湯沢雅彦監修 日本加除出版社: 351-382
- 平田美智子, 2002, 「新しい児童処遇の理論と実践—パーマネンシーとアイデンティティを追及して—」, 『社会福祉』第43号, 日本女子大学社会福祉学会, 27-39
- Healey, Justin, 1999, “Adoption-Australia” National Library of Australia Cataloguing-in-Publication entry, The Spinney Press
- 新田はるか, 2004, 『里親養護における子どもの自分のルーツを知る権利の保障—スウェーデンのテリングのあり方から考察する—』埼玉大学教育学部人間発達科学課程福祉カウンセリングコース平成16年度卒業論文
- 樂木章子, 2003, 「施設で育てられた乳幼児との養子縁組を啓発する言説戦略—ある養親講座の事例研究—」, 『実験社会心理学研究』第42巻 第2号: 146-165
- Wine, Judith, 1995, “Canadian Adoption Guide — A Family at Last”, McGraw-Hill Ryerson

【ホームページ】

- ニューサウスウェールズ州: www.nsw.gov.au
- 南オーストラリア州: www.sa.gov.au
- 西オーストラリア州: www.wa.gov.au
- ヴィクトリア州: www.vic.gov.au
- タスマニア州: www.tas.gov.au
- 北部準州: www.nt.gov.au
- クイーンズランド州: www.qld.gov.au
- オーストラリア州首都特別区: www.act.gov.au
- Adoption Jigsaw: www.jigsaw.org.au

【パンフレット類】

- Adoption information/ Queensland Government Department of Child Safety発行
- Considering adoption for your child/ Queensland Government Department of Child Safety発行
- No more secrets—Personal experiences/ Queensland Government Department of Child Safety発行
- adoption in NEW ZEALAND/child youth and family発行
- ADULT ADOPTION INFORMATION ACT 1985 your rights/child youth and family発行
- approaching your birth parents—issues and options to consider/ child youth and family発行
- Post Adoption Resource Center (PARC) のパンフレット

(注)

- (1) ルーツ探しともいう生みの親を知ることは、養子にいった者がそのアイデンティティを確認するために、自分の出身情報を正確に知ろうとしたり、実親に会おうとする欲求といわれている。長期で里親委託され実親との交流が全くなかった子どもや生みの親と会うこともなく児童養護施設で

生活している子どもたちにとってもルーツ探しは重要なこととなる。

- (2) 2004年金潔氏（広島国際大学）が上海において民生部の聞き取り調査を行った際の報告である。
- (3) AIDなど非配偶者間の人工受精で生まれた子どもは、1949年以降50年以上行われており、すでに1万児以上が誕生しているといわれている。そのため戸籍上の父親ではない遺伝子上の父親が別に存在することになる。AIDで生まれた子どもも「出自を知る権利」等という課題を抱えることとなる。2005年11月にAIDで生まれた子どもたちの自助グループが設立され当事者の思いが語られ始め、12月には「親の会」も発足し、インターネットやホームページまた勉強会などにより情報提供が行われるようになったところである。

(2006.12.14受理)